

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	事業番号	D-4-1
交付団体		広野町	事業実施主体(直接/間接)	広野町(直接)	
総交付対象事業費		1,132,205(千円)	全体事業費	1,132,205(千円)	
事業概要					
<p>■災害公営住宅整備(戸建て 10 戸 集合住宅 38 戸) 津波被災等により全壊・流失した被災者の住宅を整備するものである。</p>					
(事業間流用による経費の変更)(平成 26 年 10 月 15 日) 災害公営住宅建築工事に係る標準建設単価の改定による工事費の増額。D-4-2 災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)より、94,827 千円(国費 82,974 千円)を流用。これにより交付対象事業費は 1,132,205 千円(国費 990,679 千円)から 1,227,032 千円(国費 1,073,653 千円)に増額。					
(「広野町復興計画(第一次素案)」の 14 ページ「(3) 双葉地域振興のための施策」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 造成測量設計、建築設計、埋蔵文化財調査、造成工事					
<平成 25 年度> 建築工事					
<平成 26 年度> 建築工事、外構工事					
東日本大震災の被害との関係 地区内の被災した低所得者世帯向けの災害公営住宅を整備する。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路) (一) 広野小高線	事業番号	D-1-10				
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)					
総交付対象事業費	2,138,000(千円)		全体事業費	2,138,000(千円)					
事業概要									
■県道広野小高線整備(北迫工区)(延長=1.7km 幅員=6.5(10.75)m) 本箇所は、津波により壊滅的な被害を受けた現位置に復興する下浅見川地区、下北迫地区と国道 6 号及び北部の既存集落である下北迫の高台地区とを結ぶ道路整備を実施するものである。 本路線は既存路線を町の計画に合わせて線形を修正、また構造的には、被災地区の南北にある浅見川、北迫川を横断するため盛土構造とする必要があった。本路線はその特殊な地形条件によって盛土構造となった結果、今次津波における浸水区域での現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。更に、広野町において、JR 常磐線の東側地区を復興ゾーンと位置づけて土地利用計画を進めているが、本路線で津波被災を軽減することが前提条件となっている。また、有事の際の避難路としても機能することにより住民帰還促進、復興ゾーンへの企業誘致促進に大きく寄与する路線として期待されており、防災のまちづくりの基礎となる道路となっている。 H24 年度は、測量、設計を実施した。H25 年度は、関係機関と合同で事業説明会を実施後、用地を買収し、道路改良工及び橋梁下部工等の工事を発注した。H26 年度は、引き続き道路改良工及び橋梁下部工等の工事を実施している。									
当面の事業概要									
<平成 24 年度> 測量、調査、設計									
<平成 25 年度> 用地買収、工事実施									
<平成 26 年度、平成 27 年度> 工事実施									
東日本大震災の被害との関係									
本路線は沿岸部に位置し、下浅見川、下北迫地区間はほぼ全域で津波による被災を受けた。 津波計画高さの見直しにより、南北にある浅見川、北迫川の堤防が嵩上して復旧されるため、それらを横断する本路線も嵩上げが必要となる。 本路線はその特殊な地形条件によって盛土構造となった結果、今次津波における浸水区域の現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。 本路線については原形復旧ではなく、町の復興計画とあわせ道路整備を行うものである。									
関連する災害復旧事業の概要									
被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。									

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	19	事業名	都市公園事業（浅見川地区防災緑地）※施設費	事業番号	D－22－1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		2,800,000（千円）	全体事業費	2,800,000（千円）	

事業概要

■浅見川地区 津波防災緑地整備 A = 10.7 ha

広野町下浅見川地区と下北迫地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落や防潮堤、県道広野小高線等を大きく破壊した。

当該地区は一部防災集団移転をするものの、ほとんどの住家が現位置再建を希望しており、防災緑地を整備し、津波被害の低減を図ることにより、今次津波における浸水区域での現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。

（「広野町復興計画（第一次素案）（案）」の 11～12 ページ「(5) 土地利用のあり方」②復興ゾーンの土地利用」を参照）

■事業費増による経費の変更（第 10 回）

植栽マルチング材の費用等により 440,000 千円増となる。

（当初）	浅見川防災緑地	※施設費	本工事費	2,160,000 千円
（変更）	浅見川防災緑地	※施設費	本工事費	440,000 千円
（変更）	浅見川防災緑地	※施設費	本工事費	2,600,000 千円

当面の事業概要

<平成 24 年度>

地形測量、用地測量、緑地設計

<平成 25 年度～平成 27 年度>

盛土工、植栽工、園路工等

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災に伴い発生した津波により被害を受けた当該地区では、防災対策等により安全性の向上を図りながら従前の土地利用を踏まえ現位置での復興を基本に、海岸堤防等と合わせて津波被害を低減する津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成する。

関連する災害復旧事業の概要

被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅整備事業（駐車場整備）	事業番号	◆D-4-1-1
交付団体		広野町	事業実施主体（直接/間接）	広野町（直接）	
総交付対象事業費		6,000（千円）	全体事業費	6,000（千円）	
事業概要					
<p>■災害公営住宅整備（戸建て 10 戸 集合住宅 38 戸） 津波被災等により全壊・流失した被災者の住宅の駐車場を整備するものである。 駐車場整備数 77 台（戸建 $10 \times 2 = 20$ 台・集合住宅 $38 \times 1.5 = 57$ 台）</p>					
<p>（事業間流用による経費の変更）（平成 26 年 10 月 15 日） 境界プロック等の付帯施設工事を含めた工事費の増額。D-4-2 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）より、4,643 千円（国費 3,714 千円）を流用。これにより交付対象事業費は 6,000 千円（国費 4,800 千円）から 10,643 千円（国費 8,514 千円）に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度> 駐車場整備工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
交付団体	広野町
基幹事業との関連性	
津波被災等により全壊・流出した被災者の住宅を整備し、併せて駐車場を整備するものである。	

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	第 2 期 災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	事業番号	D-4-2		
交付団体		広野町	事業実施主体(直接/間接)	広野町(直接)			
総交付対象事業費		191,236(千円)	全体事業費	403,099(千円)			
事業概要							
<p>■災害公営住宅整備(戸建て 6 戸 集合住宅 20 戸) → 整備戸数 14 戸</p> <p>津波被災等により全壊・流失した被災者の住宅 48 戸については、既に整備を進めているが、その後被災家屋の取壊し等が増加したため、第 2 期として 26 → 14 戸整備するものである。</p> <p>本年度に第 2 期災害公営住宅への入居要望意向調査を実施したところ、14 件の要望であったため整備戸数を 14 戸に変更したい。</p> <p>また整備予定地区については、14 戸の整備戸数に対し上大吹地区は面積が過大であることと、国道に近く、付近に町営住宅もある大平地区に変更したい。</p>							
(事業間流用による経費の変更)(平成 26 年 10 月 15 日)							
<p>① 災害公営住宅建築工事に係る標準建設単価の改定による工事費の増額。D-4-1 災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)へ、94,827 千円(国費 82,974 千円)を流用。</p> <p>② 境界ブロック等の付帯施設工事を含めた工事費の増額。◆D-4-1-1 災害公営住宅整備事業等(駐車場整備)へ、4,643 千円(国費 3,714 千円)を流用。</p> <p>これにより交付対象事業費は 191,236 千円(国費 167,331 千円)から 92,164 千円(国費 80,643 千円)に減額。</p>							
(「広野町復興計画(第一次素案)」の 14 ページ「(3) 双葉地域振興のための施策」を参照)							
当面の事業概要							
<平成 26 年度>							
造成測量設計、建築設計							
<平成 27 年度>							
造成工事、建築工事、外構工事							
東日本大震災の被害との関係							
地区内の被災した低所得者世帯向けの災害公営住宅を整備する。							
関連する災害復旧事業の概要							

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		広野町	事業実施主体（直接/間接）	広野町（直接）	
総交付対象事業費		85,299（千円）	全体事業費	369,634（千円）	

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋全壊等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を再建できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

○事業量

対象戸数：48 戸

○位置付け

（「広野町復興計画（第二次）」の 19 ページ「(2) 町民生活復興のための施策 ①町民生活の復興 ②住まいの復興・住宅の再建、確保支援」を参照）

当面の事業概要

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、住宅を失った被災者の多くは、町外の応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したこと、身体や心に大きなストレスを感じていることから健康障害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借り上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策が必要不可欠である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体		広野町	事業実施主体（直接/間接）	広野町（直接）	
総交付対象事業費		6,448（千円）	全体事業費	26,335（千円）	

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋全壊等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を再建できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

○事業量

対象戸数：48 戸

○位置付け

（「広野町復興計画（第二次）」の 19 ページ「(2) 町民生活復興のための施策 ①町民生活の復興 ②住まいの復興・住宅の再建、確保支援」を参照）

当面の事業概要

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災において、住宅を失った被災者の多くは、町外の応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じていることから健康障害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借り上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているが、特に低所得者について、災害公営住宅家賃低廉化事業以上の家賃負担の軽減が必要不可欠である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性